後半期

(大佛開眼以後)

に集中しているきらいがある。

したがって、天平前半期、

それも初期になればなるほど彫刻

史の様相はあ

3

期は、

特に再検討の余地が大いに残されている時期だとも言える。

元興寺などの官大寺ないしそれに準ずる寺の造建に、

まいなものになってゆくのはやむを得ない。更に現存遺品が数少ないという問題がある。

従来、

平城京遷都後の霊亀・養老年間

における大 故に天平初

つまり、

これら官大寺等の建設が推進されたと

薬師寺:

provided by Kwansei Gakuin University Repository

元正朝における造寺造仏状況理解のための一試論

(-)

元正朝における

造寺造仏状況理解のための一試論

(-)

Щ 中

理

じ 8 17

は

られ、 捉えることが出来たと考えている。 上で重要な位置を占めるものに造東大寺司の問題がある。 の検討という二つの方向から様々のアプローチがなされ、 天平彫刻中の名の下に概括される一群 造佛所や画師などの働きについてもかなりの部分が明らかにされて来た®。 しかし、 の佛像彫刻® 勿論、 問題の全てが解決された訳ではない。 がある。これらの佛像群に対し、 今日、 諸先学の努力により、その実体に相当深くまでメスが入れ 我々はこの佛像彫刻群が綾なす様相をある程度まで だが、それも史料の制 主に様式の分析と、文献史料 例えば、 天平彫刻を考える 約から天平

五六

刻全体の大きなうねりを理解するための有効な一助となるのではないだろうか。 面 にすることが是非とも必要になって来る。 題を考える為の予備作業をなそうとするものである。 時 の性格からして様式展開上の劃期たり得るのかという疑問に端を発している。そこで、その時代の持つ性格を明らか 見做されている時期に、 それの理解はより大きな展望を我々に齎してくれることになるかも知れない。そして、その展望が結局、天平彫 唐代彫刻の存在がその背後に想定されていることは言うまでもない。本論考はこの日本佛教彫刻史上の重要な問 天平彫刻の様式展開の一つの大いなる劃期を求めようとする見解が大勢を占めて来た。 これは一面では 佛教彫刻史の間接的研究にすぎないとも見られるが、 それは、霊亀・養老年間、 すなわち元明・元正天皇の時代がそ その

史観などをその有力な手掛りの一つとして改めて論究することになろう。 唐代文化との関わりといった問題にも触れることはない。これらの問題は今回の考察を通して獲得されるであろう歴 の大きさを考慮してのことである。 比較しての特色を探ることに合せる。それはこの分野の政策のいかんが造寺造佛活動に対して直接間接に与える影響 以下『続日本紀』等の史料を手掛りとして、その照準を主に佛教政策を通して伺われる元明・元正 したがって、本論では彫刻作品に言及することはない。 また当時の芸術全般及び 朝 Ö 他 0 時

内容において大差ないものと看做されている。 十年二月二十五日に着手され、 令は同じ年の八月三日に撰定せしめられた大宝律令に含まれるものであった。 大宝元年六月一日、 時の政府は道君首名を大安寺に派遣して僧尼令を説かしめている。。 その後完成を見、持統天皇三年六月二十九日に到って諸司に分たれた浄御原令とその この浄御原令は大宝律令を経て、養老二年、 しかも、 この大宝律令自体は天武天皇 藤原不比等に命じて撰せ 言うまでもなくこの僧尼

元正朝における造寺造仏状況理解のための一試論

には、 令法典である近江律令のに遡るものであった。 られた養老律令へと受け継がれて行く。 その時代状況の変化により、そこには相当の起伏があったに相違ない。 佛教に対し常に首尾一貫性を以って終始している訳であるが、 勿論、 このように唐から法制度を移入して以来、 これらの律令は法制的には天智天皇元年に制定せられた日本最初 個別の具体的な政策として現われて来る場合 法律諸制度の上から見た場 0

政治的判断優先回 それが遷都を契機として、 はそれに準ずる寺々を中心として催される体制が出来上がっていたが®、 四大寺に当るのではない れている中で、正月五日に 葉が正史に現われ、 となって、 た言葉が使用されたのは、 文武朝は恰も大宝二年末の持統太上天皇の崩御を境として、 藤原京を捨て去り、 の構想の中においてであったと見られる。 翌三年に入って何度かこの言葉が使用されているのに気付くい。 かと想像される。 旦 「奉朮爲太上天皇」。設ݙ齋于大安。藥師。 この文武朝でより統合的な寺院体制が作られたことを示唆するものではないだろうか。 新都建設へと向かわしめることとなった。 解体に追い込まれ、 勿論、天武朝頃にすでに相当数の寺が出揃い、 しかる後、 自然条件は悪化の傾向を辿りの 再構成されることになった®。 元興。弘福四寺」。」、とあって恐らくこの四寺が このように四大寺として意識され、そうい その持統太上天皇崩御後に四大寺という言 四大寺という言葉が頻繁に 大切な法会は官大寺、 しかも、 これが大きな引き金 それは一

ない状況は おける運命を暗示するものではないだろうか。 霊亀元年六月十日条に「設…齋於弘福法隆二寺」。@」 と見えているが、 も含まれていたことだろうが、この現況もやがて大きな変更を蒙ることになった。 元年六月二十八日の記事位のものである。 元明朝の仏教関係記事はそれ程多くはなく、 恐らく移建途上にあり、 それまでこれらの寺院が果して来た役割・機能は早急に回復されるべきであっ そこに見える都下の諸寺の中には、 遷都前の主だったものとしては遷都の詔』 すなわち、これらの寺はこの時期、 この記事は 恐らく薬師寺、 薬師寺や大安寺などのこの時点に 遷都後のものとしては元明朝末の 推し測れば、 が出された四ヶ月後の 大安寺と言っ 実質的機能を果しえ た官大寺

た。その際、 そこでの動きは元明朝でのそれの結果にすぎないとの判断からこの段階で検討を加える方が理に適っているだ 官大寺の移建の記事⇔がクローズアップされてくる。 それらの記事は元正朝に入ってから見られ

ろう。

称す、 が、 非とも必要な建物群を建設し、 合い程ではないが、 程度大きなウエイトを占めるようになって来ている。 空白はなるべく回避すべきであったろう。「徙建す」・「遷す」とあるのは単に建物の問題として意識するだけでは たであろう。 の例を採り上げて、 が決定を見、そういう命令なり裁下が公表された時点を選ぶべきなのか、 治機能の停止、 四本尊を据え終って供養がなされた日ないし新造の本尊が開眼供養された場合を示すのであろうか。 て仏教そして仏教寺院は欠くべからざるものになりつつあった。 仏教の機能面からも接近出来ないだろうかは。 な諸活動が始まり工事その他が進捗し、そして天皇がその居を旧都から新都に移した時点を以って一 天皇を始め、 と言えるのではないか。 そこに見る「徙建す」或いは さもなくば、 分断は出来るだけ避らるべきである。 また元正朝末や聖武朝での果した役割には到底及ばないのは確かとしても、 この問題を考える縁とすれば、その場合はまず、 皇族・貴族その従者達の住居、 遷都後のまつりごとがスムーズに運ばない恐れがある。 普通、 その後、 この段階において建設がどの程度進んでいたかは必ずしもはっきりしない。 「遷す」という言葉は具体的には一体どの段階を指すのだろうか。 それらの建立に着手するのが常道であろう。 仏教寺院が都を荘厳する存在にすぎないのであるならば、 それに政治を執り行う朝堂院等の建物群は或る程度出来上ってい 勿論、 寺院の事は同日に論じられないのは当り前であるが、 それは後の藤原貴族の生活を律した如き年中行事的意味 遷都の議が提出され、 ましてや四大寺として明確に区別された官大寺 それとも口実際に工事を開始 遷都の場合、 しかし、仏教は社会内部で或る または闫と密接な関係にある 計画が練られ、 その前後にあって政 まつりごとの運営に 般に遷都と た時の ─移建の やが それでも まず是 て具 こと

元正朝における造寺造仏状況理解のための一

一試論

と辿れるが、この官大寺の場合、 の代りに他の寺院でその欠を補い、 る見解を提出したい。 応、「徙建す」・「遷す」という言葉が述べられた段階で仏教寺院としての機能が既に動き出したのではないかとす したがって、 細かな進行状態は現在のところ不問に付す他なく、 移建を告げる記事が一度あるだけで、その経過を追跡することは非常に困難を極め 代行するといったことは余程困難であろう。 更に現時点ではそれ以上展開すべくもないが、 遷都の場合、 連の経緯は

する裏付けはほとんどないが、 ってその構想は次第に姿をはっきりと見せて来る。 だが、その機能も結局政権の現状認識と政治的判断の枠組の埓外に出ることはなかった。その構想の存在を確かと この時代末に現われて来る仏教政策がそれをおぼろげながら物語っており、

.

この詔にも伺えるように私有地獲得の欲求と密接な繫がりを持つことになった。したがって、先程の元明朝での政策 政策であると同時に経済政策でもあったと言い得る。この時期、 れた詔は非常に注目すべきものである。 と鮮明にその形を現わして来る。この二朝間における仏教政策の同質性。を確認する上で霊亀二年五月十五日に た荒廃の極みに達しているものが多く、 とこの詔とを考え合せる時、 和銅六年四月十七日、十月八日に見える政策から政府の諸寺の寺領を整理して行こうとする狙いがあきらかに それが一層顕在化して来るのは元正朝に入ってからであり、 これらが律令体制の根幹にかかわる経済上の要請と緊密に絡み合っていて、 それらの数寺を併せて一寺と為そうとの方針、 地方への仏教の普及に伴い、数多くの寺院が次々と建立された。が、 地方寺院の多くはその尊像に塵穢を蒙らせるとい しかもその奥に存在するより大きな構想も また檀越による寺の財物田園 それは仏教 それ 何え 出

の勝手な取込みを防止しようとする動きは次に見る養老年間以降の僧尼統制 ここから少なくとも、これを契機として地方寺院を整理かつ律全なる体質のものに整備して行こうとする律令政 官寺仏教の体制を地方諸国の末端にまで拡充するための布石をなすものであるwことは確かだろう。 ・仏教教団整備の動きと直接つらなるも つま

府のあからさまな姿勢を読み取ることが出来る。

は厳に戒められねばならず、 教がその布教の過程で伴って来た百科全書的知識をも要求していたと見られる**。 そして、その線から逸脱する行為 は僧尼に仏道修行によって獲得された経典読誦を中心とする仏教理解力ないし呪験力といったものを期待し、 単なる法制度に終わらせることなく、具体的に機能させているところにこの時期の特色があった。ところで律令政府 れた種々の僧尼取締り規定は、 このように大きな方針の一環として諸国の寺院の再編成が図られる一方、 養老元年四月二十三日の詔には行基集団の問題も含まれ、 翌養老二年に制定された養老律令の僧尼令の条項に一致するぬ。 色々な角度から注目されるものである。 僧尼自体の取締りも強力に遂行されて行 僧尼令をこのように そこに記載さ また仏

「方今小僧行基。幷弟子等。零π畳街衢」。妄 説"罪福」。 合η構朋黨1。焚π剝指臂1。歷門假説。 强乞;餘物1。

聖道1。妖而惑百姓1。

道俗擾乱。

四民棄ҳ業。」

ての 恐怖心は、 ていて、 大本とする彼等の行動に加えた細か る社会状勢などは、その懸念された事態の拡大投影されたものと看做すことが出来る。 という事態を非常に恐れ、律令体制を脅す深刻な社会問題として真剣な対応を迫られていた。この律令政府の抱いた 認識からする対応を目論んだものであった。それと同時に、 つまり、 決して幻影に怯えてといった類のものではなく、 こういった本来の僧尼の在り方とは甚しく相違する僧尼の活動の規制は、 い制約・規定は、 時の政府の本気の現実的対応、 例えば十三年後の天平二年九月二十九日の詔が告げて 勿論ことにはそれについては一言も触れられていな 仏教対策といったものを物語 したがって僧尼の寺家寂居を 今述べた社会的問題とし

元正朝における造寺造仏状況理解のための一試論

研鑽修行を通して獲得される呪験力に 期待したのである。 四月二十三日の詔で望ましいとされた僧尼の姿を、 向づけようと意欲していたのではないかとの推測が成り立つ。 寂居を中心とする時の政権によって願望された僧尼の在り方とを合せ考える時、 たことを予想させる。 で呼ばれ華開いた奈良朝教学仏教と深い絆を伺わしめるものもあり、既に相当の段階にまで諸宗の研学が進展してい 十月十日の太政官布告はその意味からも注目すべきものである。 **支配体制貫徹のための有効な手段として、** るが炒い が、 或いは経文を唱誦して禅行を修道する者などがあるが、 それは上記の問題とも深い関係を有していて僧侶に対する政府の具体的な意志表示とも考えられよう。 0 狙い をも秘 また、 必めてい 僧徒の性分により、 たようである。 冷静なる計画の下に、 すなわち、 その進むべき方向が分たれ、或いは衆理を講論して諸義を学習する より一層詳しく説き示している。その中には、 この期に見る僧尼に対する学問奨励策と、 養老年間に 個々の僧侶を顕賞する記事が 幾つか摘出 彼等に求めたものは一致していた。 まさに当時の支配層にとっての仏教の在るべき姿が 想い浮かべられていたかに見受けられる。 ここに記されている幾つかの内容は先述の養老元年 元正朝が仏教を一つの構想 すなわち、 後に南都六宗の名 先程言及した寺家 それらの の下に方 「でき

によっても律令政府が僧尼の如何なる面に期待をかけたのかは火を見るよりも明らかであろう。 ている。 けられた。 必須経典としてあげられているが、 た僧尼の得度ないし受戒を公認する文書を指す。養老四年正月四日の記事によれば、 一日の太政官奏に言う得度規準の制定という形で一つの結実を見せることになる。 また、 その質的向上を狙う意図をもありありと伺わせる。 とこにより厳しい規準が設けられたことは、律令政府の僧尼に対する支配の一層の確立を図る目的を示すと この時代の注目すべき仏教政策に僧尼の公験の問題がある。この場合、公験とは度牒 ところが、 同じ年の八月三日には既に公験の授与規準の訂正がなされたと予想させるような詔も発せられ それが選択された所にこの時代の趨勢がはっきり現われていると言えよう。 やがてこれら一連の動きが、 この中で護国経典(*)が得度資格の この時初めて、 聖武朝の天平六年十一月二十 (度縁) この観点からするな 僧尼に公験が や戒牒とい これ 授 つ

らば、 方法の規定⇔にまで細かく及んでいた 元正朝と聖武朝は仏教政策に関し同一線上に位置することになる。そして、 律令政府の意志貫徹は轉經唱礼の

なる。 それを通じて当該政府の造寺造佛政策の質を検討する際に必要となる条件は得られたものと首肯される。 有の特質を知るにはそれだけでは不十分であり、 持ち、それらが前面に押し出されたものであった。 僧尼の諸活動の取締り強化といった側面と、 して不可能ではない。 以上の如く、 この元正朝の仏教政策は、 勿論これまでの考察の対象は仏教政策という限られた範囲のものであったが、ここに 律令国家の経済的・社会的要請からする寺院体制や寺院経済の整備並び 教学奨励或いは公験の実施などに見る積極的な仏教規定の側面とを合せ 仏教政策の史的位置づけを俟って始めて真実層に肉薄出来ることと そしてこの一連の仏教政策に冷徹なる権力者の計算を見るのも決 しか おいて、 個 に

天皇不豫をめぐってのものであったと考えられる。 が大事であろう。 17 H の僧侶の数も積極的に制限を設けようとする傾向にあった。 たように私度を厳禁して来たが、 な示唆を与えてくれるだろう。 て得度の問題がある。 の勅と同五年五月六日の詔を数えるのみである。 その問 題を考える上で、 得度関係の記事が、 これは頻度の問題というよりは、 歴史的展開の中での これは先に見た公験の採用とも密接な関係を有するものであるが、 つまり、 律令政府は律令体制の維持という面からも、 この期においては公験の実施という事にも明解に示されている如く、 元正朝の仏教政策の性格の位置づけを知るに当り見逃すことの出来な 推古朝以来の仏教の発展よりして一応各時代を通じて 特定の時代が持つ性格、 前者は隼人の反乱と深く関わるものであり、 また、元明朝にあっては一度もそういうことのなかったのは その得度が何を目的としてなされたのかということの検討の方 実際、 或いは 仏教政策の特質といったものに 接近し得る この時期の得度に関する記事は養老四 例えば、 養老元年四月二十三日の詔に見 この事項の考察は相当有益 (例外もあるが) 後者の詔は元明太上 |年三月十 面では正式

元正朝における造寺造仏状況理解のための一試論

が、 特にその特異性が際立っていてはっきり認識出来るのは聖武朝においてであろう。

考えられる。 月九日のそれといった類が代表的なものとして挙げられるが、それ以上にこの時代を際立たせているのは、 族の病気と密接に結びついていたということである。 質とも深いかかわりを持つ仏教への の特異性はそれ以前に、 日本を襲った未曽有の惨劇ぬが与えた影響力の大きさは相当のものでありそれがその後の施策を左右したことは十分 の書写・配布・造寺造仏の形をとって現われることもある。 ても出家得度の人数の多さである。 ものが指摘されねば されるが、 得度ないし出家入道関係の記事を時代を追って眺めた場合は、 元正朝 その時、 の性格とりわけ仏教をめぐっての出来事に現われたそれを解釈する場合の良き立脚点ともなるだろう。 古代にあって疫病 聖武朝の他朝との比較における特異性、 ならない。 それも初期にはっきりと現われておりの、 例えば、 ・飢饉などの占める大きさは我々の想像を絶するものがあった。 なお、 傾斜度の増大という観点の導入を要請することになろう。 神亀二年九月二十二日の詔、 その政策面において、 したがって、それ以外の目的を以ってなされた場合が これらの特異性に関しては、 すなわち政治的配慮ないし信仰上の観点等からなされ 常にこういう形で出て来るとは限らず、 まず気付くことはそれらの大半が天皇並びにその これは畢竟聖武朝の、 天平十三年十月十六日の記事、 恐らく聖武天皇の個人的資 天平七年から九年に しかも その立場は だが、 天平勝宝元年五 聖武朝ではそ 時には経典 何とい けて 注目

ち到っているようである台。 いてどうもかなり落差があり、 ているかのような印象を受けるが果してそうなのだろうか。 得度関係の記事などを見た限りでは、 より一層綿密に実施されて来たが、 致ない し基調 の同質性が見られたとしても不思議はないぬ。 しか 比較した場合、 ર્ફ そこに人間的不幸が重なっため。 聖武朝との間に歴然たる断層が存在し、 両朝ともその大部分は藤原不比等によって領導されたものであり、 元正朝は特にその養老四、五、 先に見た如く、 ところが、 元明天皇の朝廷はその基本的性格において積 元正朝の仏教政策は元明朝のそれ 六年あたりに相当深刻な段階にまで立 この二つの時代の間には自然状態に 元正朝は聖武朝とは別の範疇に属 そこに政 に沿 9

であって、何時の時点で潮流がその流れを変えつつあるのかということを 直 截に 断言することは 困難であるが、 の在り方は決して一元的なものではなく、重層的構造を擁し、その政策への反映も複雑な様相を呈しているのが普通 原不比等・元明太上天皇の死あたりにその変更点ないし臨界点を求めるのは余りにも世俗的で安易に過ぎるであろう いは後者の要素が前者の中へ徐々に浸透を図って来ると言い直すことが出来るかも知れない、勿論、それぞれの時代 ろうとする積極的態度と、他方はこれとは異なった仏教への強い傾斜を示す態度の二方向(一方が仏教との間に或る れて来ているஜ。 ようなものが見え始め、本来積極性の証しともなるべき農政指導をめぐっての指導者側の姿勢にも微妙な変化が現わ しに基づく積極的施策がこの時代の特徴であったことは既述の通りである。しかるに、その特徴にやがて少し翳りの 極的気性を有していたが似、 定の距離を保っているのに対し、他方はその距離が失われ始めた状態を示す)に分裂を開始するように思える。 この胎動は仏教に対する態度にも明瞭に感じとれ、仏教政策に見る一方は仏教組織全体の統制を図 そのような能動的姿勢はこの元正朝にも明らかに受け継がれており、冷静な計算・見通

五月六日の元明太上天皇不豫に際しての いったことがしばしば行われるが、それはこのような功徳に依る果報を期待してのことである。ところで、 天皇・皇后或いはそれに准ずる身分にある人々が病気に罹った場合、 その平癒を願い、 経典の読誦や僧侶の得度と 養老五年

「太上天皇。

との元正天皇の言葉は今までより一歩内に踏み込んだ対仏教関係を示唆するものではないのか。この類の言葉自体は 入道という行動を生み出すことになったところに新たな傾向を読みとることが出来るw。 周忌近くの養老六年十一月十九日の詔や年忌後の十二月十三日の勅を捉える時、 この時代以降特有のものと言う訳には行かないが、養老五年五月十二日、十九日条の臣下の出家 それらもまた新たな相貌をもって 恐らく、この地平の上に、

元正朝における造寺造仏状況理解のための一試論

の特質とそれの史的展開上での位置づけというものがかなり明らかとなったと思われる。しかし、後者に関しては次 浮かび上って来ることになる。 とこにおいて、 その時代のもつ、仏教政策ないし仏教的営為を介して把握される個

- の聖武朝の検討なしにはその方向性を確実に捉えることは出来ないだろう。
- 代とも奈良時代後期とも呼称するが)に属する作品群を指すものとして使用する。 通説に従い天平彫刻という名称をここでは一応、和銅三年(七一〇)から延暦十三年 (七九四) までの時代 (これを天平時
- (3)(2)天平彫刻の概念に将来変更が加えられるようなことがあれば、その時は一連の仏像群にも異同が生じるものと思われる。 本間正義「天平時代の仏師と造仏所」(仏教芸術 十六号)「天平時代書師考」(國華 七三二―七三五号)、清水善三「造東大
- 寺司における工人組織について」(仏教芸術 五十五号)、 竹内理三著『上代寺院經済の研究』、岡藤良敬「奈良時代の画工に ついての一考察」(九州史学十四号)、野間清六「奈良時代の畫師に関する考察」(建築史一ノ六)、浅香年木著『日本古代手
- (4) 朝)、『続日本紀』(文武・元明・元正・聖武朝)のいずれかの記事である。 『続日本紀』大宝元年六月一日条参照。 以下、本文中で言及している記事は特に註記がない限り、『日本書紀』
- (5) 『類聚三代格』参照。
- (6)る打撃であったのではないか。この深い痛手に追い撃ちを掛けるかのようにだんだんと天候不順による農業生産への悪影響 思われる。それ故、文武天皇にとって持統太上天皇の死は、祖母の死という意味を越えて我々の予想を遙かに上回る痛切な きあとの、文武朝の安泰を願って政権の基幹的支持層への協力要請の根回し的な意味合いを多分に内包したものであったと 国、伊勢国、伊賀国への行幸が執り行われている事実からも明らかであろう。ところが、持統太上天皇は行幸から帰還後、 だそれ程深刻な事態に立ち到っている訳ではない。それは十月、十一月にかけて持統太上天皇による参河国、 壬申の乱の際の大海皇子(天武天皇)との東国行、持統天皇六年三月の東国行幸の系譜に連なるものであり、 日ならずして病に罹り、その記事から九日後の十二月二十二日に崩ぜられた。顧みるに死の直前の長期に渡る東国行幸は、 大宝二年頃からその兆候を示し始めていた飢疫は慶雲期に異常なまでの深刻さを呈することになる。しかし、大宝二年はま しかも悪いことにそこに疫病が加わった。 恐らく持統な 尾張国、

大宝三年、東国各地で疫病が流行している。翌慶雲元年にはより広範な地域で疫病飢饉その他の騒ぎが起っている。

同

- も事態は 悪化こそすれ 回復する兆は全く見られず、この年もまた、異常異様な文章が 最後を飾ることとなった。 すなわち ぬものとして出て来た感が深い。 **『是年。天下諸國疫疾。 百姓多死。始作.『土牛』大儺。』とある。遷都の議はまさにこのような状態の中から、止むに止まれ** 「諸国廿飢疫。並加.|醫薬,賑.|恤之,。」という前年にも増して厳しい状勢を伝える言葉で以って結ばれている。
- (7) 十六日にも四大寺という言葉が見えている。また、慶雲二年四月三日には五大寺という言葉が使用されている。 『続日本紀』大宝二年十二月条、同三年二月十七日条、三月十日条、七月十三日条参照。文武天皇崩御の翌日慶雲四年六月
- (8)る全国の寺院数は五四五にものぼると伝えられている。 『日本書紀』天武天皇十一年八月二十九日条、同十四年五月五日条、同九月二十四日条、 同五月十四日条、同二十四日条、同六月十九日条、同九月四日条参照。また『扶桑略記』によれば持統朝におけ 同十二月十六日条、朱鳥元年四月

この見解は官大寺を筆頭とする寺院体制はそれらの寺の平城京への移転によって空白の期間を迎えたのではないかとする考

(10)後の元明・元正朝における仏教政策の分析の中でその傾向は明らかになるだろう。

(9)

- (12)(11)弘福寺は川原寺のことであるが、 遷都後 徐々に 官大寺としての地位を脅され、結局 興福寺にとって替わられることとなっ 業をして大いなる目的、すなわち国家の中興・太平を求めるためのものであるとの意志を表明している。 『続日本紀』和銅元年二月十五日条参照。この詔の中で元明天皇は遠く中国の殷周王朝の偉業の例を引き、 この度の遷都の
- (13)『扶桑略記』によれば和銅四年に大官大寺等の寺や藤原宮が焼亡したとある。
- (14)『続日本紀』霊亀二年五月十六日条、養老二年九月二十三日条、 『護国寺本諸寺縁起集』薬師寺の項、 福山敏男著
- (16)寺院の所有すべき田野について細かい規定の存在したこともここから伺える。

勿論、全くの新造のケースは余り問題がないと言える。

(15)

(17)明朝からの一連の流れの中で捉えらるべきもので、恐らく基本的には両朝の政策の間には大きな差異はなかったものと思わ 実際に、具体的な仏教政策の記事が数多く見られるようになるのは元正期に入ってからのことであるが、それらの政策は元 両者の諸政策の間に目差す方向の同一性ないし同質性といったものが看取されるとすれば、それを支える根拠は一体

- 何であろうか。大きく見た場合、元正天皇の背後に控える後見役としての元明太上天皇、 それ以上に藤原不比等の存在が二
- (18) 持統天皇六年の時点での寺院数を五四五とする『扶桑略記』の記事をそのまま鵜吞みには出来ないが、 つの天皇朝の間をしっかり結びつける絆のようなものに当るのではないだろうか。 飛鳥時代と比較した
- 場合、その数は飛躍的に増大したことは確かである。本文の「数多くの寺院が次々と建立された」という文は元正朝の様相 を伝えるものではなくこの持統朝の寺院数を念頭に置いてのものである。
- (19)家永三郎監修『日本佛教史 I 古代篇』参照
- (20) 『令集解』巻八僧尼令参照
- (21)その最たるものの一つは医学的知識であろう。

(22)

(23)

金光明経・法華経・仁王経の三経を鎮護国家の三部経という。

『続日本紀』養老三年十一月一日条、同五年六月三日条、同六月二十三日条参照

- (24) 『続日本紀』養老四年十二月二十五日条参照。
- 三年三月十日条、神亀二年九月二十二日条、同三年六月二十一日条、同七月十九日条、天平八年七月十四日条、 同七月二十八日条、同八月一日条、同二日条、持統天皇十年十二月一日条、『続日本紀』大宝二年十二月十三日条、 同九年八月

『日本書紀』天武天皇九年十一月十二日条、同二十六日条、同十一年八月二十九日条、同十二年七月条、朱鳥元年三月六日

- (26)十五日条、同十三年十月十六日条、同十七年九月十九日条、天平勝宝元年五月九日条等参照 『続日本紀』天平七年五月二十三日条、同二十四日条、同八月十二日条、同二十三日条、同閏十一月十七日条、 同八年十月二十三日条、同十一月十九日条、 同九年四月十九日条、 同五月十九日条、 同六月一日条 同七月五日 同七年最後
- (27)は、神亀二年閏正月十七日条、同七月十七日条、同九月二十二日条、同四年二月十八日条等を参照 『続日本紀』神亀二年九月二十二日条参照。 また、 この時期の経典の読誦も 注目すべきものを含んでいる。 これに関して

条、同十日条、同二十三日条、同八月十三日条そして同九年最後の条等参照

- (28)勿論、このことが政策の変更、基調の変化があったとしてもおかしくないとする立場を退けるものではない。
- (30)(29) 不比等の薨去と元明太上天皇の崩御を言う。 その程度は、文武・聖武朝の或る時期が示した最悪の状態に比べると余程軽傷であるが。
- (31) 政治的現状詔識にこそその行動指針を求める立場に照準をあわせる時、 元明天皇の朝廷が平城京遷都を興業の企てと捉えて

元正朝における造寺造仏状況理解のための一試論 針

四日条、同二十八日条、同三年三月十日条、同四年九月四日条、同五年正月十六日条、同十月二十九日条、等参照 したところにこの元明天皇の朝廷の持つ能動的姿勢が良く現われている。これについては『続日本紀』和銅元年二月十五日 造営を強力に推し進めれば進める程、増大するという性格のものであるが、それにもかかわらず、積極的にその事業に邁准 いた、まさにこの朝廷の在り方が彷彿として浮び上って来る。律令体制の構造的欠陥からする諸矛盾の激化、それは平城京 同三月十三日条、 同九月三十日条、同十一月七日条、同十二月五日条、同二年八月二十八日条、同十月十一日条、

(32) 導には切迫した感がある。これはただ単に両者間の気象状況の変化に止まらず、二つの時期の政治姿勢に段差が生じて来た 日、八月二十四日などにも繰り返し雨の降らないことが述べられていて、元正天皇即位年の時とは異なり、この年の行政指 行政指導は養老六年七月十九日の詔にも見えているが、同日の記事にもあるごとくその年は早で、同じく七月七日、二十八 ことを物語っているように思われる。 元正天皇即位後約一ヶ月の霊亀元年十月七日、元正天皇は詔して陸田耕作の利を述べて、農政指導を行なっている。 同様の

(3) 『日本書紀』朱鳥元年六月十六日条参照。

段 これは個人的な信仰の拡がりという仏教史の重要な問題と繋がりがある。

のである。

この小論は昭和五十六年五月、

関西学院大学で開かれた第三十四回美術史学会全国大会で行った研究発表をもとに作成したも

大学院研究員——